

確認申請が必要な建築物

法6条1項各号の区分	建築物の種類	対象規模	工事種別	提出時期
1号建築物	倉庫、車庫、共同住宅、店舗、病院、ホテル等の 特殊建築物	特殊建築物の用途に供する部分の延べ床面積が 200㎡ を超えるもの	新築、増築、改築、移転、大規模な修繕、大規模な模様替	工事着手前 ただし、 35日以内 の審査期間を見込んで提出してください。
2号建築物	木造の建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・階数が3以上のもの ・延べ床面積が500㎡を超えるもの ・高さが13mを超えるもの ・軒の高さが9mを超えるもの このうちいずれか 1つ以上 該当するもの	同上	
3号建築物	木造以外の建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・階数が2以上 ・延べ床面積が200㎡を超えるもの このうちいずれか 1つ以上 該当するもの	同上	
4号建築物	上記1号～3号以外で床面積 10㎡ 以上のもの		新築、増築、改築、移転	工事着手前 ただし、 7日以内 の審査期間を見込んで提出してください。

※防火、準防火地域以外での増築、改築、移転で床面積**10㎡以内**のものは確認申請は必要ありません。

※建築物の用途を変更して1号建築物に該当する場合には、用途変更の確認申請が必要になります。

(変更前の用途と類似した用途に変更する場合は確認申請を要しない場合があります)

※4号建築物の場合、建築敷地が都市計画区域外であれば確認申請の必要はありませんが、工事に着手する前に「建築工事届」の届出が必要です。

※確認済証交付前の工事着手はできません。